

ご相談はお気軽にお寄せください
こんにちは!日本共産党の

大名みえ子です

2011年8月26日 No.195
〒319-1112
東海村村松2401-2
oona-toukai@ktf.biglobe.ne.jp
電話・ファックス 029-284-0761

東海産廃訴訟、村内住民65人が原告に水戸地裁へ

25日、大豊プラントの建設工事差し止めを求める本訴を提起



提訴の主な内容は、

住民の人格権、環境権の侵害

- ①施設の性能が不十分で、ダイオキシンをはじめ有害物質が発生する
- ②大気や地下水、農業用水が汚染され、生命や農作物に被害が及ぶ
- ③周辺に絶滅危惧種トウキョウサンショウウオの産卵場所があり、貴重な自然が破壊される など

訴状提出時間を午後2時にと、原告のみなさんが旗などを持って旧県庁入り口に集まりアピールしました。原告と弁護団代表の訴えも行なわれました。

中丸コミセンでの報告集会に31人（他、弁護士5名）が参加

25日、午後6時から中丸コミセンで、提訴報告集会が開かれました。集会には、村長と議長からの支援メッセージが届き、読み上げられ大きな拍手につつまれました。またお忙しい中、役場秘書係長、経済環境部長、環境政策課のご参加もいただきました。村、議会、住民みんなが反対しているのに、その意思が認められないとは本当に納得がいきません。

しかし、弁護士さんから住民としてたたかう方法は今回の提訴で最後だとお聞きし、何としても勝利したいと決意を新たにしました。これまでの裁判を通じて、業者の計画がいい加減なこと、県の審査のずさんさが明らかになっていますが、両者ともそれを認めようとはしません。裁判所がどう判断するかにかかっています。

裁判所の判断力を確かなものにするには、1つには裁判の傍聴が大変重要になっています。本訴ではどなたでも傍聴できますので、ぜひ多くの方のみなさんの傍聴をお願いいたします。裁判官の正しい判断を!

東日本大震災被災支援

宅地の復旧支援で塩川てつや衆議院議員の調査に同行

8月22日には、がけ崩れ等で住宅はもちろん宅地の被害支援はできないかと、被災の状況や被災者の声を伺うために塩川てつや衆議院議員が来村。村議団も、同行し村の説明と住民のみなさんの声を伺いました。塩川衆議院議員は、翌日の質問でとりあげました。詳細は、後の号でご紹介いたします。

